

大規模太陽光発電設備の立地に関する決議（案）

平成24年7月に施行した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設され、これにより、本市だけでなく全国各地において、大規模太陽光発電設備の立地が進んでいる。

本市内で計画されているメガソーラー開発について、現在森林法に基づき県の審査がなされているが、森林法第10条の2第6項の規定に基づく市長の意見において、周辺住民の不安が払拭されるよう最大限の対策措置を求めているところであり、開発規模が余りにも大きいことから災害発生等を危惧している。

大規模太陽光発電設備の立地については全国各地で問題となっており、各自治体の土地利用に関する計画等との調整を図ることが必要である。また、開発計画にかかる災害予測に関して、災害は想定外の場合に発生することを考慮し、あらゆる面について科学的な根拠を明らかにしたうえでの判断を行うことが必要である。更に、周辺の環境や景観への影響についての対策等とともに、周辺住民から十分な理解が得られるよう努めなければならないことは言うまでもない。

よって、本市議会は、大規模太陽光発電設備の立地に関して次のことを強く求める。

- 1 県においては、本市において計画されている開発行為について判断するにあたり、森林法第10条の2第6項の規定に基づく市長の意見を最大限尊重すること。

また、今後、大規模太陽光発電設備のための開発を許可する場合は、周辺住民の不安が払拭されるように、開発業者において想定外であったという災害や被害を発生させないよう許可基準を上回った最大限の対策措置を講じられるとともに、適切な維持管理が行われるよう、県が指導と責任を全うすること。

- 2 市長においては、国や県に対し、周辺の環境、景観への影響を考慮した適正な立地が行われるよう具体的な法整備について今まで以上に要望活動を行うこと。

以上、決議する。

平成28年3月18日

飯塚市議会

大規模太陽光発電設備の開発に関する意見書（案）

平成24年7月に施行した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が創設され、これにより、本市を含む全国各地において、大規模太陽光発電設備の開発・設置が進んでいます。しかしながら、太陽光発電設備に関する開発については国において十分な法整備がなされていないと言いき難い状況であり、各自治体の土地利用に関する計画等との調整が図られていないまま開発されるなどの問題が起きています。

本市においても、住宅地に隣接する緑地帯である山林において大規模太陽光発電設備の開発が申請されており、森林法第10条の2第6項の規定により提出した市長の意見において、周辺住民の不安が払拭され、住民の十二分な安全・安心のため、許可基準を上回った最大限の対策措置や森林法第10条の2第2項に規定する「おそれ」に対する最大限の対策措置を講じるよう県の指導と監督をお願いしたところです。本市議会としても、開発規模が余りにも大きいことから災害発生などを危惧しています。

よって、国及び県において、下記の事項について実施されるよう強く求めます。

- 1 メガソーラー開発について、森林法第10条の2第6項の規定に基づく市長の意見を許可の前提ではなく、許可権者の総合的判断に資するものとする。
- 2 大規模太陽光発電設備を許可する場合は、想定外であったという災害や被害が発生しない対策で周辺住民の不安が払拭されるように、開発業者において許可基準を上回った最大限の対策措置が講じられるとともに、適切な維持管理が行われるよう、県の責任により指導・監督すること。
- 3 防災、景観、環境等の観点から、立地が望ましくない、もしくは多くの課題があるエリアの設定、発電施設の開発・設置に当たり遵守すべき事項の設定、開発地域の周辺住民との合意形成手続きの設定、長期間、安全かつ安定した発電事業を継続できる適切な維持管理及び適正な撤去・廃棄方法の設定等について、法又は法令等の整備を至急行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

子ども・子育て支援新制度に対する意見書（案）

2015年4月、子ども・子育て支援新制度（以下、新制度）が施行された。新制度では、消費税を財源に、保育の「量的拡充」及び「質の改善」をめざしているが、財源確保も含めて未だ十分とはいえない現状である。

よって国及び国会におかれては、新制度の実施主体である地方自治体が十分に役割を果たし、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする子ども・子育て支援法の趣旨をふまえ、取り組みのいっそうの推進が図られるよう、以下について要望する。

1. 子ども・子育て支援新制度の実施にあたっては、子どもの健やかな育ちが等しく保障されるよう、必要財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額すること。
2. 保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など、実態をふまえて公定価格を改善すること。
3. 保育の質を確保・向上させるために職員の処遇、配置基準を抜本的に改善すること。
4. 保育料など保護者負担を改善させること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

記

- 1 児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。
- 2 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。
- 3 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等はじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から弁護士を活用等を積極的に図ること。
- 4 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
- 5 一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。

- 6 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

一般国道201号八木山バイパスの早期4車線化等に関する意見書(案)

筑豊横断道路（一般国道201号バイパス）は、福岡県を東西に横断し、福岡都市圏と筑豊地域及び周防灘臨海工業地帯を結ぶ唯一の動脈であり、筑豊地域をはじめ沿線地域の開発を先導する基幹道路のみならず、平成25年度には東九州自動車道に連結され、北部九州全体の経済発展の一翼を担う重要な基幹道路である。

その中でも、一般国道201号八木山バイパスは、昭和52年に4車線での事業計画が出来たのにも関わらず、筑豊横断道路のその他の区間の4車線化がほとんど実現した現在においても、未だ2車線での暫定供用にとどまり、飯塚市から福岡方面へは篠栗町の交差点まで出口がなく登坂車線を除き片側相互通行であるため、迂回ができないことから事故等による長時間の通行止めや朝夕の渋滞が無料開放以前に比較して頻発しており、市民生活はもとより筑豊地域の経済活動に大きな影響が出ている。

その結果、事故による救急活動にも重大な支障があることに加え、利便性の高い福岡空港とのアクセスにも影響があり、従前よりも余裕時間を設けて利用しなければならないような状況となっている。

他方、筑豊地区は福岡県内においても、経済的基盤が脆弱であり、その底上げが福岡県全体の活性化につながる。その筑豊地区の浮揚を考える時、福岡都市圏への大動脈である一般国道201号八木山バイパスが円滑に通行できることは、必須の条件であると言わざるを得ない。

よって、飯塚市議会は、市民及びバス事業者や物流事業者等の切なる願いである一般国道201号八木山バイパスの交通渋滞の解消と安全対策等の重要性を鑑み、以下の点について、強く要望する。

記

- 1 一般国道201号八木山バイパスの4車線化の早期実現を図ること。
- 2 一般国道201号八木山バイパスの渋滞対策並びに安全対策に早急に取り組むこと。
- 3 穂波西インター及び筑穂インターのフルインターチェンジ化の早期実現を図ること。
- 4 一般国道201号八木山バイパスの整備に必要な予算の確保に尽力すること。
- 5 一般国道201号八木山バイパスの整備について関係自治体と密接な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書（案）

政府においては、平成29年4月、消費税10%への引き上げと同時に、軽減税率制度の導入を決定し、既に国会において関係法律案の審議が開始されているところである。

我が国において初めての複数税率の導入となるものであり、流通段階の川上から川下に至る多くの事業者の事務負担をできるだけ軽減し、円滑な導入を進めることが極めて重要である。

また、インボイス制度の導入までの間は現行の請求書保存方式の維持などの経過措置も講じられているところであるが、事業者の十分な理解を得るため相談体制の整備など事業者に対するサポート体制を整備することが急務と考える。

については、政府において平成27年度予備費や補正予算を活用の上、下記の事項に早急に取り組むよう強く要請する。

記

- 1 中小・小規模事業者等に対して複数税率に対応するレジの導入支援を行うこととされているが、必要な財源を確保の上、補助を希望するすべての事業者に対して実施すること。
- 2 電子的受発注システムを導入している事業者のシステム改修等についても適切な補助を行うとともに、費用が高額となる場合は低利融資など必要な支援を行うこと。
- 3 地域の中小企業団体等の協力を得て、中小・小規模事業者等の理解を深めるため講習会の開催や相談窓口の設置など積極的な取り組みを行うこと。
この場合、巡回指導や専門家の派遣などアウトリーチによるサポート体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

地方公会計の整備促進に係る意見書（案）

地方公会計の整備促進に関しては、昨年1月の総務大臣通知により、全国の各自治体において、統一的な基準による財務書類を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で作成するよう要請されているところである。

この通知に基づき、統一的な基準に基づく財務書類の作成、活用を進めるにあたっては、高齢化・人口減少という深刻かつ共通の課題を抱えている各地方自治体の厳しい財政事情に鑑み、可能な限り早期の整備ができるよう国会及び政府におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 統一的な基準による財務書類を可能な限り早期に作成するため、その前提となる固定資産台帳の整備に取り組む必要があるが、同台帳の整備には相当な作業コストを要するため、団体の財政力に応じた適切な財政措置を講じること。
- 2 統一的な基準による財務書類を作成するに当たり様々な相談内容に対応できるよう、公認会計士等の専門家を派遣するなど、実務面でのきめ細かな支援を実施すること。
- 3 統一的な基準による財務書類を作成・活用するためには複式簿記の知識等が必要となるため、自治大学校等における自治体職員向けの研修をさらに充実するとともに、今後、財務書類を議会審議等で積極的に活用することができるよう、地方議員向けの研修も充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。